

令和7年度無償化に伴う施設等利用給付認定のご案内

認可外保育施設等※を利用する方で、幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、「施設等利用給付認定」の申請が必要となります。認定開始日は申請日より前の日付にさかのぼることはできないため、すみやかに申請をしてください。

※認可外保育施設等とは、認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター事業を指します。

1. 対象者・給付の金額

認定を受けた子どもの保護者が認可外保育施設等を利用し、利用料を支払った場合に、給付上限額の範囲内で利用料相当額を給付します。

認定区分	子どもの年齢	要件	月額給付上限	幼稚園や認定こども園（1号）に通っている方の月額給付上限
2号認定	3歳児クラス ～ 5歳児クラス	保護者の就労や疾病等により 保育の必要性 があること	37,000円	11,300円
3号認定	0歳児クラス ～ 2歳児クラス	2号認定の要件かつ市民税非課税世帯 であること	42,000円	16,300円

※特定子ども・子育て支援利用料以外の費用（日用品、教材費、食材料費等）は施設等利用給付の対象となりません。

※幼稚園利用者のうち、在籍している私立幼稚園で預かり保育を実施していない場合や、預かり保育が指定の水準を満たしていない場合（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満）に限り、認可外保育施設等の利用も給付の対象となります。

※途中で「利用開始」又は「利用終了」する場合及び「市外からの転出」又は「市外への転出」がある場合は、給付上限額が月割りになります。（月割りの計算方法は利用施設により異なります）

※施設等利用給付の受給にあたって、認定の申請とは別に支給の申請が必要となります。詳細は、別紙の支給の案内をご覧ください。

2. 認定申請に必要な書類 ①～③ ※裏面ページIDからダウンロードできます

①施設等利用給付認定申請書

申込児童1人につき、1部必要となります。表裏両面を漏れなく記入してください。

②保育の必要性の認定に係る証明書

保護者全員の、保育を必要とする事由に応じた証明書が必要となります。

保育を必要とする事由	必要書類
就労 ※常態として月64時間以上	就労証明書★ ※個人事業主の方は、営業していることが分かる書類（開業届、業務受託契約書など）も提出してください。 ※育児休業中の方は、原則として認定対象外です。ただし、施設利用開始日より後に産前休暇を取得した場合は、育児休業中も認定対象となります。
出産	母子手帳表紙のコピー ※出産予定月の前2か月から出産月の後2か月まで
疾病	診断書★
障がい	障がい者手帳のコピー
介護	介護状況報告書★ + 診断書★または介護保険被保険者証のコピー
求職	なし ※認定開始日から90日以内に就労証明書を提出してください。
就学	就学状況報告書★ + 在学証明書 + 時間割表

★は浦安市様式を使用してください。下記二次元コードのリンク先（市ホームページ）からダウンロードできます。

裏面に続く

③ 非課税証明書 ※3号認定を希望される方のみ必要

保護者全員の、浦安市で市民税が課税されていない場合に必要となります。

令和7年4月～8月の認定を希望する場合	
令和6年1月1日の 住所地在浦安市外の方	「令和6年度」市区町村民税非課税証明書 ※令和6年1月1日にお住まいだった市区町村で発行されます。
令和7年9月～翌年3月の認定を希望する場合	
令和7年1月1日の 住所地在浦安市外の方	「令和7年度」市区町村民税非課税証明書 ※令和7年1月1日にお住まいだった市区町村で6月ごろに発行されます。

3. 申請方法**① 郵送（期日必着）**

以下のページIDより申請書式をダウンロード後、必要事項を記入、添付書類を揃えて、認定希望日に応じた受付期間内に郵送（レターパック、特定記録、簡易書留など追跡可能な方法を推奨）してください。

② 電子申請

- 以下の URL または ページ ID から、ちば電子申請サービスの申請ページへ
<https://e-tumo.bizplat.asp.lgwan.jp/city-urayasu-chiba-s/template/qrcode?urlKey=7172636f64655f75726c5f6b6579>
- 説明文をよくお読みいただき、必要事項を入力・選択し、必要書類を添付（必要書類をカメラで撮影したもので可）して、期限までに申請してください。

**③ 窓口持参**

以下のページ ID より申請書式をダウンロード後、必要事項を記入し、添付書類を揃えて、認定希望日に応じた受付期間内に保育幼稚園課窓口（市役所2階）へ持参してください。

4. 認定申請の締め切り

認定希望日	受付期間
令和7年4月1日	令和7年3月31日（月）まで
上記以降	認定希望日の属する月の前月末日まで

※添付書類がそろっていない場合は「①施設等利用給付認定申請書」のみ先に提出してください。電子で申請の場合は、書類を添付せずに施設等利用給付認定申請のみ、先に行ってください。

5. 認定後、申請内容に変更が生じた場合の手続き

認定後、申請内容に変更が生じた場合（例：雇用期間が更新された、退職した、転職した、妊娠した、育児休業を取得する、保護者が増えた、保護者が減った等）、認定変更申請書と保育の必要性の認定に係る証明書を提出してください。申請内容が現状と異なる場合、認定を取り消し、給付の対象外となります。

また、施設等の利用中に浦安市外へ転出する場合、転出先の市区町村での認定、給付となりますので、転出先の市区町村で新たに施設等利用給付認定を申請してください。

6. 浦安市ホームページ「ページID」

浦安市ホームページの「サイト内検索」または「広報ページID検索」から下記ページIDを入力して検索すると、詳細が掲載されています。ぜひ、ご参照ください。

- 1026269 幼児教育・保育の無償化とは
- 1043606 幼児教育・保育の無償化の認定申請
- 1033676 保育の必要性の認定にかかる証明書

（問い合わせ先・提出先）

〒279-8501 浦安市猫実1-1-1 浦安市保育幼稚園課 認定・入園係
☎：047-712-6439（直通）